

令和7年3月25日

一宮市病院事業職員の旅費額規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市病院事業管理者

松 浦 昭 雄

一宮市病院事業部管理規程第4号

一宮市病院事業職員の旅費額規程等の一部を改正する規程

(一宮市病院事業職員の旅費額規程の一部改正)

第1条 一宮市病院事業職員の旅費額規程(平成19年一宮市病院事業部管理規程第22号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<u>一宮市病院事業職員の旅費額規程</u> 病院事業職員の出張に係る <u>旅費額</u> の算出については、 <u>一宮市職員旅費額条例</u> (昭和23年一宮市条例第65号)及び <u>一宮市職員旅費額条例施行規則</u> (昭和44年一宮市規則第32号)の規定を準用する。	<u>一宮市病院事業職員の旅費規程</u> 病院事業職員の出張に係る <u>旅費の額</u> の算出については、 <u>一宮市職員旅費条例</u> (昭和23年一宮市条例第65号)及び <u>一宮市職員旅費条例施行規則</u> (昭和44年一宮市規則第32号)の規定を準用する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される一宮市病院事業職員の処遇等に関する規程の一部改正)

第2条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一宮市病院事業職員の処遇等に関する規程(平成19年一宮市病院事業部管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(病院事業職員である派遣職員に対する旅費) 第4条 条例第9条において企業職員である派遣職員について準用する条例第8条の規定に基づき、病院事業職員である派遣職員に対して支給することができる旅費の額については、 <u>一宮市病院事業職員の旅費額規程</u> (平成19年一宮市病院事業部管理規程第22号)の規定を準用する。この場合において、同規程中「病院事業職員の出張」とあるのは「外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の職員の処遇等に関する条例(平成11年一宮市条例第13号)第4条	(病院事業職員である派遣職員に対する旅費) 第4条 条例第9条において企業職員である派遣職員について準用する条例第8条の規定に基づき、病院事業職員である派遣職員に対して支給することができる旅費の額については、 <u>一宮市病院事業職員の旅費規程</u> (平成19年一宮市病院事業部管理規程第22号)の規定を準用する。この場合において、同規程中「病院事業職員の出張」とあるのは「外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の職員の処遇等に関する条例(平成11年一宮市条例第13号)第4条

第1項に規定する企業職員である派遣職員の赴任(同条例第9条において企業職員である派遣職員について準用する同条例第8条においてその例に準ずることとされる <u>一宮市職員旅費額条例</u> (昭和23年一宮市条例第65号)に定める赴任をいう。)」と、「 <u>一宮市職員旅費額条例</u> (昭和23年一宮市条例第65号)」とあるのは「同条例」と読み替えるものとする。	第1項に規定する企業職員である派遣職員の赴任(同条例第9条において企業職員である派遣職員について準用する同条例第8条においてその例に準ずることとされる <u>一宮市職員旅費条例</u> (昭和23年一宮市条例第65号)に定める赴任をいう。)」と、「 <u>一宮市職員旅費条例</u> (昭和23年一宮市条例第65号)」とあるのは「同条例」と読み替えるものとする。
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市病院事業パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程の一部改正)

第3条 一宮市病院事業パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規程(令和2年一宮市病院事業部管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(公務のための旅費に係る費用弁償) 第10条 略 2 旅行に係る費用弁償の額は、 <u>一宮市病院事業職員の旅費額規程</u> (平成19年一宮市病院事業部管理規程第22号)の例による。この場合において、職員の職務は、一宮市病院事業フルタイム会計年度任用職員の給与に関する規程(令和2年一宮市病院事業部管理規程第2号)別表第3に規定する行政職給料表(1)による当該級の職務(行政職給料表(1)の適用を受けない者については、管理者が定めるこれに相当する職務)によるものとする。	(公務のための旅費に係る費用弁償) 第10条 略 2 旅行に係る費用弁償の額は、 <u>一宮市病院事業職員の旅費規程</u> (平成19年一宮市病院事業部管理規程第22号)の例による。この場合において、職員の職務は、一宮市病院事業フルタイム会計年度任用職員の給与に関する規程(令和2年一宮市病院事業部管理規程第2号)別表第3に規定する行政職給料表(1)による当該級の職務(行政職給料表(1)の適用を受けない者については、管理者が定めるこれに相当する職務)によるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。